

内部統制システムの基本方針

1. 経営の基本方針

当社および当社グループは、「弾性を創造するパイオニア」を経営理念として、金属や樹脂を始めあらゆる素材の「弾性」を科学することにより、自動車産業をはじめ生活、医療関連など広く産業と社会に貢献することを経営の基本方針とする。

この方針を実現するために、(1) お客様ニーズ優先、(2) 開発型企業、(3) 最大より最良、(4) 変化に強い会社、(5) 活発な企業風土、を目指し、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な関係者との調和のもとに運営することを行動指針とする。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として、当社代表取締役社長を委員長とし、当社監査等委員である取締役が参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役を指名し、その事務局を経営管理部に置く。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制構築のための規程の整備、マニュアルの制定、情報システムの構築など実務的対応策を策定し、取締役会および監査等委員会の承認を得て、当社および当社グループの各業務部門に展開する。

またコンプライアンス委員会は、取締役および使用人が法令・定款および当社の経営方針を遵守した業務運営を遂行するよう研修等により指導する。

当社および当社グループは、役員および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、経営管理部長、業務監査部長または監査等委員である取締役に通報する体制を設け、通報者を保護し、不利益な取り扱いをしない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社グループは、コンプライアンス、製品の品質、技術情報、環境、災害などにかかるリスク管理について、それぞれの対応部署において規程、マニュアルの制定、研修の実施、内部監査を実施する体制をとる。また品質、環境については、ISO、QSなど国際認証審査機関による定期的な外部審査を受審する。

会社の財政状態および経営成績など財務情報の適正性およびその開示の適時性の確保については、経営管理部が法令および内部規程に基づいて管理する。これらリスク管理体制の信頼性とトレーサビリティを担保するため、統合されたコンピューターシステム(ERP)を構築する。

全社の内部監査を担当する業務監査部は、監査等委員である取締役および会計監査人と連携しつつ、各部門の業務運用状況の適正性および会計処理の正確性を監査し、社長に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を月1回開催し、経営の基本方針および重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。

また執行役員制度を採用するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を代表取締役社長および役付取締役に委任し、会社の意思決定の迅速化を図る。経営の適切な判断を導くための会議体として経営会議を新設し、月1回取締役および執行役員が出席して開催し、取締役会における経営方針に基づき、具体的な業務執行のために必要な意思決定を行う。併せて、取締役会と経営会議との経営情報の共有化を図り、業務運営の方針徹底と経営上のリスクに対する感応度を高める体制を構築する。

当社は、中期経営計画を立案すると同時に、各年度ごとに年度方針および予算を策定する。各事業分野を担当するSBU（戦略的ビジネスユニット）は、これを受けてSBU予算と行動計画を作成し、これに基づく業績管理を行う。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社および当社グループは、法令ならびに社内規程に基づき文書等（電磁的記録を含む）の保存および管理を行う。

取締役は、これら文書等をいつでも閲覧することができる。

6. 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社コンプライアンス委員会は、当社および当社グループのコンプライアンスの理念の統一を図り、グループ全体のコンプライアンスを統括する。

当社は、子会社および重要な関連会社に対し、当社の役員または使用人を取締役または監査役として派遣し、それらの業務運営を定常的に監督する。

子会社および関連会社の経営については、定期的に書面により、ないし当社取締役会において業績報告を受けるとともに、重要な経営事項の決定に関しては社内規程に基づき、原則として当社の事前承認を取得する。

業務監査部は、監査等委員である取締役および会計監査人と連携しつつ、社内規程に基づき、子会社の監査を行う。

7. 反社会的勢力を排除するための体制

当社および当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。関係部署は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、研修等により社内への周知徹底を図る。

8. 監査等委員会および監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会および監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会および監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人として必要な人員を配置する。取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、当該人員が監査等委員会または監査等委員である取締役の命令する補助職務を行うに当たり、一切の制約をしてはならない。

当該人員を人事異動ないし制裁するときは、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、また人事評価について、監査等委員である取締役は意見を述べることができる。

9. 監査等委員会への報告体制ならびにその他監査等委員会および監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する重大な事実を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。

当社および当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。

また監査等委員である取締役は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人に説明を求めることとする。

監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

10. 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社および当社グループは、監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社および当社グループに対し、会社法 第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査等委員である取締役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

以上

2006年	5月11日	制定
2009年	5月25日	改定
2015年	5月22日	改定
2016年	6月28日	改定